

| 科目名 | 担当者名 | 配当 | 期 | 単位 |
|-----|------|--------------|----------|----|
| 行政法 | 趙元濟 | 【既修2必】 1必 | 前期 後期 | 2 |

■講義内容■

社会・経済構造の複雑多様化は、行政的諸活動の必然的な増加をもたらした。その結果、行政活動は多岐にわたり、その実態はさまざまである。このため、大雑把にいて行政に関する法である行政法も、その領域と数を増やしてきた。行政法たるものには、行政手続法、行政救済法、行政情報公開法などの一般法のほか、地方自治法、都市計画法、建築基準法、環境法、警察官職務執行法、教育法、社会保障法などの多くの個別法律がこれにあたる。

ところが、行政法（学）は、以上の個別法を直接対象とするものではなく、行政に関する法現象（公法上の法律関係ないし権利義務関係）あるいは直裁に行政活動を対象とし、行政法の一般原理などに関する「行政法総論」について解説するものである。

ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成22年3月13日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通の到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

行政法をはじめ勉強するという法学部の未履修者もいることを勘案し、行政法の一般原理などに関する解説を通じて、受講者の行政法的リガールマインドの涵養にある。このため、裁判例の具体的な検討などについては、可能な限り、他の行政法演習科目に回すことにする。

そして、受講者は最終的に法曹人を目指すということを考慮すれば、私人と行政との間に生じた紛争を、いかに解決できるかが問われる。このため、本講義の先に立って、当該法的紛争の解決の主要な道具である「行政救済法」について概説する。この中で、行政事件訴訟法の定める行政訴訟は、裁判所が行政処分 of 違法性を審査し、行政権の違法な行使から私人の権利利益を救済保護するという制度的措置である。このため、行政事件訴訟法は、行政法（学）を勉強する上で、必要不可欠なものといえよう。このため、行政法学の履修と平行して、各受講者は自ら行政事件訴訟法について勉強することを勧めたい。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<科目の内容>

第1回 基本的概念

行政法とは何か、行政過程、法治主義、法治主義の具体的な内容、法治主義と司法権、法治主義と信義則などについて見てみる。

第2回 主要な行為形式

第3回 主要な行為形式

行政処分、法規命令、行政契約などについて見てみる。

第4回 行政過程における制度・手法

第5回 行政過程における制度・手法

個別法の定める許認可など、行政指導、行政調査、行政計画について見てみる。

第6回 行政上の義務違反に対する強制執行

第7回 行政上の義務違反に対する強制執行

行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁などについて見てみる。

第8回 行政過程の手続的規律

憲法上の適正手続の要請、行政手続法などについて見てみる。

第9回 行政組織の担い手と情報公開

第10回 行政組織の担い手と情報公開

第11回 行政組織の担い手と情報公開

行政組織と法令、行政組織と権限、国及び地方公共団体以外の組織による行政活動、情報公開と個人情報保護などについて見てみる。

第12回 行政処分の実体的違法事由の検討能力

第13回 行政処分の実体的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての法令違反、行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如、行政処分の違法事由としての委任命令の限界、行政処分の違法事由としての自主条例の限界、行政処分の違法事由としての信義則違反及び行政権の濫用などについて見てみる。

第14回 行政処分の手続的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての手続違反、行政処分の違法事由としての行政調査などについて見てみる。

第15回 定期試験

<基本テキスト>

授業中、適宜に指示するが、基本的には、各人に最も合うテキストを選択されたい。

<参考文献>

授業中、適宜に指示する。

<判例集>

判例百選などを読むのもよいが、判決全文を直接読むことが望ましい。